

# 矢吹町立幼稚園 預かり保育利用申込案内

## 預かり保育の利用について

保護者が就労等で日中お子さんの保育が困難な場合に、基本教育時間以外の時間も幼稚園に預けることができる制度です。また、幼児教育・保育の無償化制度の対象となっております。

## 実施日時・実施しない日について

### 実施日時

平日（月曜日～金曜日） ※幼稚園行事により実施しない日があります。

※保育参観等でお帰りが早い日は、基本教育時間はその分短縮になります。

7:30	8:30	13:30	18:00	18:30
預かり朝	基本教育時間	預かり夕方①	預かり夕方②	

### 実施しない日

土曜日、日曜日、祝日、お盆期間（8/13～8/16）、年末年始（12/29～1/4）

## 預かり保育料について

- ・無償化制度により、基本的に預かり保育料はかかりません。
- ・おやつ代として2,000円/月が実費としてかかります。

※無償化の対象となるためには無償化のための認定を受ける必要がありますので、次項をご確認ください。

## 利用申込・無償化認定申請方法について

預かり保育は、保護者のいずれもが次頁の利用要件に該当する場合に利用できます。また、同様の要件で預かり保育料無償化のための認定「子育てのための施設等利用給付認定（保育の必要性の認定）新2号認定」が受けられます。そのため、利用申込と無償化のための認定申請を行っていただきます。

### 【預かり保育を利用をするための必要書類】

- 常時預かり保育利用申込書
- 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書※①
- 利用・認定要件と保育の必要性を証明する書類

※①新規で預かり保育の利用を申込する方のみ必要となります（現在無償化認定中の方は必要ありません）。

利用・認定要件	保育の必要性を証明する書類	利用・認定期間
就労 (就労終了時間が14時以降、月64時間以上)	・就労証明書【様式】 ・タイムスケジュール【様式】 (内職・自営業の方のみ)	就労期間
妊娠・出産	・母子手帳の写し (表紙・出産予定日の記載頁)	出産予定月を除く産前2ヶ月と産後3ヶ月の期間
就学 (月64時間以上)	・在学証明書兼申告書【様式】 ・タイムスケジュール【様式】	就学期間
保護者の 疾病・障害	・利用・継続に関する証明書【様式】 ・診断書又は障害者手帳の写し【様式】 ・タイムスケジュール【様式】	完治等により事由が消滅するまで
同居親族の 介護・看護	・介護・看護状況申告書【様式】 ・タイムスケジュール【様式】	介護・看護・付添を継続している間
※①求職活動による 継続利用	・誓約書兼求職活動報告書【様式】	効力発生日から起算して2ヶ月間
※②育児休業による 継続利用	・就労証明書【様式】	出産日翌月から1年間

【様式】は各幼稚園に備えてあります。

・各書類については父母それぞれ必要です（ひとり親家庭の場合は1人分）。

※①就労要件で預かり保育の利用及び認定を受けた後、離職し求職活動する場合は継続して利用することができます。

「誓約書兼求職活動報告書」を提出いただくことで無償化の認定は2ヶ月間継続します。

※②就労要件から妊娠・出産の要件で預かり保育の利用及び認定を受けた後、育児休業を取得する場合は継続して利用することができます。

**本申込園児のきょうだい令和6年度保育園または児童クラブ利用申込をされる場合は、人数分の就労証明書等を用意し、それぞれの申請書類に添付してください。**

**※コピー対応可。ただし原本は必ず1通必要ですので、いずれかの保育施設に提出してください。**

### 利用の必要がなくなった場合

家庭で保育が可能になった場合や、離職等で利用要件に該当しなくなった場合は、預かり保育の利用はできなくなりますので、「常時預かり保育利用辞退届」を園へ提出してください。

### 年度途中から利用する場合

利用希望月の前月20日までに必要書類を園へ提出してください。

無償化の認定申請が遅れますと、期日を遡って認定することができないため、自己負担料金が発生する場合がありますのでご注意ください。

## 臨時預かり保育

年間を通じての預かり保育は利用せず、急な残業や冠婚葬祭などのため一時的に預かり保育を利用したい場合に利用できる「臨時預かり保育」制度があります。

利用する場合は、利用希望日**当日まで**に「臨時預かり保育利用申込書」を園へ提出してください。

【 利用料金 】 1,000 円/日 （4 時間以内の利用 500 円）

※無償化の対象外となります。

※保育参観等でお帰りが早い日は、お弁当持参になる場合があります。また、基本教育時間が短縮されるため、預かり（夕方①）の開始時間はその分早まります。

## 預かり保育のお約束

- 預かり保育を利用できる時間は、基本的に就労証明書等記載の就労時間と職場から園までのお迎えのための移動時間までとなります。
- 預かり保育の時間帯に仕事が休みの場合には、預かり保育は利用できません。
- 準備物等は各幼稚園より説明を受けてください。
- 初めて利用される場合、気持ちが不安定になり、落ち着かず泣いたりすることがあります。その際は、お迎えに来てもらうことがあります。
- 欠席する場合には事前に園へご連絡ください。
- 臨時預かり保育・  
年度途中での利用または辞退する場合には、事前に園へご連絡ください。
- 家族等の入院、看護等で急遽利用したい場合には、園へご相談ください。
- おやつ代については無償化の対象外となります。また、一括での注文を行うため、欠席した場合でも返金はありません。
- お迎えには必ずご家族が来てください。
- 感染症（インフルエンザ）等により学級閉鎖になった場合には、自宅待機となり、預かり保育は利用できません。

**園児が利用しやすい環境をつくるため、ご協力をお願いします。**

### ■お問合せ先

矢吹町教育委員会 子育て支援課 ☎0248-42-2230  
受付時間 8：30～17：15（土日祝・年末年始除く）

矢吹幼稚園：42-2626  
中畑幼稚園：43-2005

中央幼稚園：42-2105  
三神幼稚園：45-2045